**令和４年度　大分市米粉料理試作用米粉提供事業　募集要領**

１．目的

日本人の食生活が変化し、お米を食べる量が年々減少する中、お米の新しい食べ方として米粉が注目されています。

大分市では、飲食事業者等が行う米粉を使った商品の試作に対し、粒度の細かい、市産を含む県産米粉および米粉ミックス粉（以下「米粉等」という）を提供することにより、米粉料理の多様化及び米粉を使った食品の充実を図り、米粉の需要拡大をもって、米の消費拡大を目指します。

２．対象事業と対象者

　【対象事業】米粉を使った料理、または、パン、麺及び洋菓子等の商品の試作

　【対象者】市内に事業所を有する、パン、麺、洋菓子等の製造業者及び飲食事業者等

３．提供する米粉等

　（１）大分県産米粉

　（２）大分県産米粉ミックス粉（グルテン含む）

　　※（１）（２）合わせて上限３kg

【米粉の特徴について】

うるち米を小麦粉程度の粒子まで製粉したものであり、パンや菓子、料理等、さまざまな用途に適しています。（１）の米粉は米のみ使用したものでグルテン等は含まれません。（２）のミックス粉は（１）の米粉に小麦グルテンを配合したもので、パンやピザに適しています。

４．募集期間

　　令和４年４月１日　(金)　～　予算がなくなり次第終了

５．試作（報告書提出まで）期間

　　　　 米粉等受け取り後　～　令和５年３月３１日　(金)

６．申請方法

　　次の（１）（２）の書類を、米粉等の受け取りを希望する３０日前までに、直接または郵送で、大分市農政課へ提出してください。

（１）米粉提供事業申請書（様式第１号）

（２）暴力団排除に関する誓約書

７．事業のながれ

大分市

①公募

申請者

②申請（様式第１号）

③決定通知（様式第２号）

④米粉の受け取り、試作

⑤実績報告書（様式第３号）

８．実績報告について

試作完了後、その日から起算して３０日以内、または米粉等の提供を受けた年度の末日のどちらか早い日までに実績報告書（様式第３号）を提出してください。

【添付書類について】　試作の様子、完成品等実施内容がわかる資料（例：写真）を添付してください。仮に完成に至らなかった場合も経過資料（例：写真）を添付してください。

９．その他

（１）米粉等の提供を受けた事業者は、原則として、店（団体）名・代表者名等を公表いたします。

（２）前年度に米粉の提供を受けた対象者は、当該年度に申請することはできません。（連続年度の申請ができません。）

（３）米粉等は市役所８階農政課まで受け取りにきてください。

１０．提出・問い合わせ先

　　　大分市農林水産部農政課　農産品流通担当班

　　　住所：〒８７０－８５０４　大分市荷揚町２番３１号（本庁舎８階）

　　　電話：５３７－７０２５

ＦＡＸ：５３４－６１７６

　　　Ｅメール：[nosei3@city.oita.oita.jp](mailto:nosei3@city.oita.oita.jp)